

# 【居宅介護支援 重要事項説明書】

医療法人 新仁会 奈良春日病院 居宅介護支援事業所

居宅介護支援(ケアプラン)サービスの提供の開始にあたり、厚生省令 38 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

## 1 居宅介護支援を提供する事業所

事業所名	医療法人 新仁会 奈良春日病院 居宅介護支援事業所
代表者名	理事長 鹿島 洋一
責任者名	地域生活支援課 課長 齋藤 友伸
担当者名	_____
所在地	〒630-8425 奈良県奈良市鹿野園町 1212 番地の 1
電話番号	0742-24-4771
事業所番号	奈良市指定 第 2970101248
事業実施区域	奈良市（但し、都祁・月ヶ瀬地区は除く。また振興山村、辺地、特定農山村地域も除く。） 大和郡山市(国道 25 号線より以北)・天理市（国道 25 号線より以北）
併設施設	奈良春日病院 病床数 186 床（内訳：障害者施設等病床 [27 床]・地域包括ケア病床 [15 床]・特殊疾患病棟 [48 床]・療養病床 [96 床]） 介護医療院 152 床 〈介護予防〉訪問看護ステーション「こまどり」（月～土曜日） 〈介護予防〉春日グループホーム「雪・月・花」（3 ユニット 27 名） 〈介護予防〉奈良春日病院通所リハビリテーション 月～金曜日 9：50～16：00（1 日定員 40 名） 〔祝日を除く〕 土曜日 9：30～12：00（1 日定員 6 名） 〔祝日を除く〕

## 2 事業の目的

要介護状態にある、ご高齢者様に対して、適正な指定居宅介護支援事業を提供します。

## 3 運営方針

ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的且つ効率的に提供されるよう、居宅介護計画(ケアプラン)等の援助を行います。

#### 4 倫理綱領

- ・ 私達は、当事業所をご利用される方々の権利擁護とプライバシーの保護に努めています。
- ・ 私達は、当事業所が計画する居宅サービスにかかわる、あらゆる安全の確保に、最大限の努力を払います。
- ・ 私達は、公正中立の原則の基、特定のサービス又は事業者に偏ることなく、ご利用される方、お一人お一人の思いに、最期まで寄り添う努力を続けてゆきます。
- ・ 私達は、利用者様の状態に合わせて複数の介護サービス事業者を紹介します。ケアプラン上で紹介した介護サービス事業所を位置づけた理由に関して利用者さまから求められた場合、理由を開示します。
- ・ 私達は、公正中立の原則の基、前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき十分説明（関係資料提示にて）を行います。

#### 5 非常災害対策について

- (1) 事業者は、天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業者が定める防災計画に基づき、利用者の安全を確保するための、必要且つ適切な措置を講じます。
- (2) 事業者は、非常災害時の具体的な対応方法、関係機関等との連携を常時確認します。
- (3) 事業者は、非常災害時に備え、定期的に総合訓練を行います。
- (4) 事業者は、非常災害時に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行います。

#### 6 感染症対策について

感染症の発生又はその再発を防ぐため、以下に掲げる措置を講じます

- (1) 法人が定める感染防止のための委員会からの情報を元に、早期発見・拡大防止・予防に努めます。
- (2) 感染症に対する指針を整備し、それに基づいて対応を図ります。
- (3) 従業者に対して、感染症予防の為の研修を定期的実施することで、感染症に対する意識、知識の向上に努めます。
- (4) 業務継続計画を策定、定期的な見直し、研修・訓練を行います。

#### 7 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### 8 ハラスメント対策

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 9 身体拘束の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## 10 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力機関医療機関への連絡等必要な措置を講じます

## 11 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12 守秘義務

事業者及び職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

## 13 事業所の職員体制

職 種	人員数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	居 宅 介 護 支 援 業 務 と 兼 務
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	4 名	居 宅 介 護 支 援 業 務 全 般 ※介護支援専門員（ケアマネージャー）1人の 受け持ち件数は、35件です。

## 14 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（日曜日、祝日、12月30日から1月3日を除く。）  
土曜日（9時～13時）

営業時間 午前9時～午後5時

緊急連絡先 上記の営業日以外は、当事業所の介護支援専門員が輪番制で常時連絡可能な体制をとっています（連絡先）0742-24-4771（代）

## 15 居宅介護支援の内容・利用について

### 1 居宅介護支援の内容

- ① 居宅介護計画(ケアプラン)の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握・評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定等、申請に対する協力・援助

※「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」の取り扱いについては、厳重なる処置を講じます。

- ⑦ 天災等の災害における関係機関への連絡、報告
- ⑧ 相談業務

## 2 介護保険適応の有無

上記の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の適応となるものです。

## 3 1ヶ月の利用料

介護保険により全額支給されますので、利用料を支払う必要はありません。

(但し、実施区域外の訪問については、交通費を徴収させていただく可能性があります。)

[地域区分：6級地（10.42円）]

### 居宅介護支援費（I）

要介護 1.2	…1,086 単位／月
要介護 3.4.5	…1,411 単位／月

### [加算要件]

- ・ 中山間地域等におけるサービス提供加算 …5%加算  
(通常の実施区域を越えて、中山間地域等に居住される方へのサービスを提供した場合)
- ・ 初回加算 …300 単位／月  
(新規ケアプラン作成及び要介護状態区分が2段階以上変更の認定を受けた場合)
- ・ 入院時情報連携加算  
(病院又は診療所への入院に際し、当該施設への情報提供を行った場合)

入院時情報連携加算（I） …250 単位／月  
(利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該施設の職員に対して必要な情報提供を行った場合)

入院時情報連携加算（II） …200 単位／月  
(利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該施設の職員に対して必要な情報提供を行った場合)

- 退院・退所加算 …450 単位／月  
(退院、退所に当たり、医療機関・介護老人保険施設等を訪問し、当該施設職員との面談を行い、必要な情報の提供、その他連携を行った場合)
  
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 …200 単位／月 2 回まで算定可  
(病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に、利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用の調整を図った場合)
  
- 通院時情報連携加算 …50 単位／月  
(医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書（ケアプラン）に記録した場合)
  
- ターミナルケアマネジメント加算 …400 単位／月  
(末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業所へ提供した場合)

・特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519単 位)	加算Ⅱ (421単 位)	加算Ⅲ (323単 位)	加算A (114単 位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤： 1名以上 非常勤： 1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	/	/	/
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携可
⑦	地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難な事例にも対応可能な体制を整備していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が主催する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨	他法人と協働で開催する事例検討会（または研修会）等に参加していること	○	○	○	○ 連携可
⑩	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）であること	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※特定事業所医療介護連携加算 125 単位 （回数は年間：前々年度3月から前年度の2月までの総数）

- 1 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している。
- 2 退院退所加算を算定し、その医療機関など連携加算が35回以上である事。
- 3 ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が5回以上であること。

16 その他の費用について

交通費：事業所が定める通常のサービス提供実施区域を越えた、サービス提供に要する交通費については、その実施区域ごとに別途、徴収します。

- ・サービス提供実施区を越えてから 片道 10 km未満 100 円
- ・サービス提供実施区を越えてから 片道 10 km以上 200 円

17 ご利用者様の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、ご利用者様の状況把握のため、ご自宅に訪問する頻度の目安

ご利用者様の要介護認定期間中、1ヶ月に1回

但し、上記の回数以外にも、ご利用者様からの依頼や、居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、ご利用者様の承諾を得た場合には、介護支援専門員(ケアマネージャー)は、ご利用者様のご自宅を訪問する

18 介護サービス情報の公表

平成18年4月より、「介護サービス情報の公表」が導入されております。当事業所においても、サービス改善などを公表することで、ご利用者様から選ばれる居宅介護支援事業所を目指しております。

19 居宅介護支援に関する相談・苦情について

居宅介護支援業務に関する介護支援専門員(ケアマネージャー)へのご相談・苦情について、以下の関連機関にご連絡を下さい。

事業者の窓口 奈良春日病院 居宅介護支援事業所 担当：齋藤 友伸 (地域生活支援課 課長)	〒630-8425 奈良市鹿野園町 1212 番地の 1 電話 0742-24-4771 (代表)
市町村の窓口 市町村名：奈良市 介護福祉課	〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南1丁目1番地の1 電話 0742-34-5422 (直通)
公的団体の窓口 奈良県国民健康保険 団体連合会	〒634-0061 橿原市大久保町 302 番地 1 電話 0120-21-6899 (フリーダイヤル)

甲は、乙の職員（氏名\_\_\_\_\_）から、上記の契約及び重要事項の説明を受けたことを確認します。また、本契約を証する為、甲・乙は署名または押印の上、本契約書を2通作成し、甲・乙双方各1通ずつ保有します。

契約締結日：令和 年 月 日

(甲)

私は、個人情報の取り扱いについて同意し、この契約に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ (印)

署名代行者

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ (印)

(続柄 )

(乙)

私は、居宅介護支援事業者として甲の申し込みを受諾し、この契約書に定める、各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者

事業所名 医療法人 新仁会 奈良春日病院 居宅介護支援事業所  
住 所 奈良県奈良市鹿野園町 1212 番地の 1  
代表者名 理事長 鹿島 洋一 (印)  
電話 0742-24-4771 (代表)  
奈良市指定 第 2970101248